

令和元年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

令和2年1月24日
文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

1. はじめに

第19期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「本小委員会」という。）においては、知的財産推進計画2019（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）等を踏まえつつ、主に以下の課題について検討を行ってきた。

- (1) 写り込みに係る権利制限規定の拡充について
- (2) 研究目的に係る権利制限規定の創設について
- (3) 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について
- (4) インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、このうち、(2)～(4)については今年度の議論を受けて来年度さらに議論を深める必要がある。また、今年度検討に着手できなかった課題も複数あるため、それらについては、来年度以降、重要性・緊急性に応じて順次検討を行うこととする。

2. 課題の審議状況について

(1) 写り込みに係る権利制限規定の拡充について

平成24年の著作権法改正によって創設された写り込みに係る権利制限規定（第30条の2：付随対象著作物の利用）について、従来からの指摘やその後の社会実態の変化等に対応して、適法となる利用範囲の明確化・拡充について検討を行った。

第1回～第3回の本小委員会において検討を行い、令和元年10月30日付で「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」をとりまとめた。その後、1か月間の意見募集を経て、第4回の本小委員会において更なる検討を行い、令和2年1月24日付で「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書」をとりまとめた。

(2) 研究目的に係る権利制限規定の創設について

「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）において「研究目的の権利制限規定の創設（中略）について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期，中期）」とされたことを受け、これまでの検討・法改正等の経緯や現行法上の取扱いを確認しつつ、新たな権利制限規定の創設について検討を行った。

第2回及び第3回の本小委員会において検討を行い、検討の進め方としては、今年度は、基礎的な調査研究を実施し、(i) 諸外国の法制度・運用の詳細、(ii) 国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ、(iii) 関係する権利者団体の意向等について把握した上で、来年度以降、権利制限規定の制度設計等について検討を行うことが確認された。これを受け、令和2年1月より、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施されている。

また、検討に当たっての視点について自由討議を行い、具体的な制度設計等の検討を進める際には、①契約等による対応可能性、②対象とする「研究」の範囲（研究の主体や研究分野、営利・非営利の違い等）、③研究と著作物利用との関連性（著作物利用の必要性の強弱）、④対象とする著作物の種類（書籍、論文、新聞、ウェブ情報等）、⑤情報源の適法性（違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか）、⑥著作物の利用形態（利用の形態・分量、他者への提供の有無等）、⑦権利者の利益保護への配慮（補償金の要否等）、⑧規定の明確性・柔軟性のバランス、⑨その他関連する課題（国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化（法第31条第2項・第3項の適用場面の拡大）等）の9項目に留意すべきことが整理された（別紙1参照）。

（3）独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について（ワーキングチーム関係）

昨年度、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入及び②独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の導入について集中的に検討を行う場として、小委員会の下に「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）が設置された。ワーキングチームにおける集中的な検討の結果、利用許諾に係る権利について当然対抗制度を導入することが適当であるとの報告をまとめ、その内容については平成31年2月に文化審議会著作権分科会報告書として取りまとめられたところである。

本年度は、再度ワーキングチームを設置し、昨年度のワーキングチームにおいて継続検討課題となっていた独占性の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の導入について検討を行った。その審議経過等については、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和2年1月20日）のとおりである（別紙2参照）。

（4）インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について

本課題については、平成31年2月の著作権分科会報告書において、「現時点において直ちに立法的対応の検討を進めることはせずに、まずは当事者間の取組みの状況を見守ることとし、協議が一定程度進捗した段階で進捗状況等の報告を受け、必要に応じ対応を検討していくことが適当である」とされていたところ、第2回の本小委員会において、関係団体（Google、出版広報センター、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、コンテンツ海外流通促進機構（CODA））から、進捗状況等のヒアリングを行った。関係団体からは、以下の事項などについて報告があった。

- ・ 2019年7月19日に、関係団体により定期的・継続的に協議を行う場として「著作権侵害コンテンツの検索結果表示に関する検討会」が設置・開催されたこと（その場には、文化庁著作権課、内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課がオブザーバーとして参加）
- ・ CODAからGoogleに対するDMCAに基づく削除要請により、違法アップロードされた動画・静止画の大半について、検索結果からの削除・表示抑止が行われていること（大量の削除要請を行ったページについては「降格シグナル」が機能していること）
- ・ CODAとGoogleとの間で、悪質な海賊版サイトに係るトップページやカテゴリページを効果的・効率的に検索結果から削除する仕組みが新たに構築され、それに基づく削除要請が全件承認されていること
- ・ 上記のようにインターネット情報検索サービスについては円滑に対策が進んでいる一方で、個人のブログやSNSなどを通じた侵害コンテンツへのアクセスについての対策が課題となっていること

これを受け、本小委員会としては、現在の枠組みを有効に活用しつつ、SNS対策を含め、当事者間において更なる取組を進めるよう求めた。また、その状況を適宜フォローアップしながら、必要に応じて改めて検討を行うこととした。

3 開催状況

第1回 令和元年8月9日

- ① 法制・基本問題小委員会主査の選任等について【非公開】
- ② 今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について
- ③ ワーキングチームの設置について
- ④ 写り込みに関する権利制限規定の見直しについて

第2回 令和元年9月18日

- ① 写り込みに係る権利制限規定の拡充について
- ② インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について
- ③ 研究目的に係る権利制限規定の創設について

第3回 令和元年10月30日

- ① 写り込みに係る権利制限規定の拡充について
- ② 研究目的に係る権利制限規定の創設について

第4回 令和2年1月24日

- ① 写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書（案）について
- ② 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンシーの対抗制度に関する審議の経過等について
- ③ 令和元年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

4 委員名簿

いけが い 直人	東洋大学経済学部准教授， 東京大学大学院情報学環客員准教授
いしお か 克俊	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
い な ば 朋子	弁護士
い の う え 由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
いまむら てつや	明治大学情報コミュニケーション学部専任教授
う え の たつひろ	早稲田大学法学学術院教授
お お た しやうぞう	明治大学法学部教授
お お ぐち てつや	東京大学大学院法学政治学研究科教授
お く むら こうじ	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
き し ひろゆき	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
く ぼ た あつみ	神戸大学大学院法学研究科教授
こ じ ま りゆう	九州大学大学院法学研究院准教授
し ば た よしあき	東京地方裁判所判事
す い づ たろう	慶應義塾大学法学部教授
す え よ し わたる	弁護士
す ず き まさぶみ	名古屋大学大学院法学研究科長・教授
た つ むら ぜん	弁護士
た むら よしゆき	東京大学大学院法学政治学研究科教授
ち ゃ え ん しげき	大阪大学大学院高等司法研究科教授
どうがうち まさと	早稲田大学大学院法務研究科教授， 東京大学名誉教授， 弁護士
な か むら い ちや	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
ふかまち しんや	立教大学大学院法務研究科教授
ま え だ たけし	神戸大学大学院法学研究科准教授
ま え だ てつお	弁護士
もりた ひろき	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上 25 名)

研究目的に係る権利制限規定の創設に当たっての検討について（案）

1. これまでの検討・法改正等の経緯

平成 21 年 1 月著作権分科会報告書¹及び平成 21 年著作権法改正

- ・ 高度情報化社会の下、インターネット上の膨大な情報等から情報・知識を抽出すること等によりイノベーションの創出が促進されるとの観点に立ち、画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発の過程で行われる著作物等の利用における著作権法上の課題への対応について検討。その際、「早急に結論を得るべき研究開発分野」として情報解析技術の研究開発分野を設定しつつ、その他研究分野を限らない場合の権利制限規定の考え方についても検討。
- ・ 報告書では、情報解析分野の研究開発目的での著作物の利用については、一定の条件の下で権利制限を行うことについては概ね意見の一致が見られた一方で、その他の研究全般に関する権利制限については、権利制限を行うことが適当と認められる範囲が存在することについて賛成意見が多かったが、権利制限が認められる主体の在り方や営利目的・非営利目的の区別の有無等、具体的な範囲や条件について、引き続き検討を行う必要があるとして、今後の検討課題とされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成 21 年に著作権法が改正され、「情報解析のための複製等」に係る権利制限規定（当時の法第 47 条の 7（現行では法第 30 条の 4 第 2 号に相当））が新設された。

平成 23 年 1 月著作権分科会報告書²及び平成 24 年著作権法改正

- ・ 技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界等を踏まえ、権利制限の一般規定の導入について検討。
- ・ 報告書では、技術開発・検証のための素材としての利用等を含め、「著作物の表現を享受しない利用」（いわゆる C 類型）について、一般規定による権利制限の対象として位置付けることが適当であるとされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成 24 年に著作権法が改正され、「技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用」に係る権利制限規定（当時の法第 30 条の 4（現行では法第 30 条の 4 第 1 号に相当））が新設された。

平成 29 年 4 月著作権分科会報告書³及び平成 30 年著作権法改正

¹ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2101_shingi_hokokusho.pdf 85 頁～93 頁参照

² http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2301_shingi_hokokusho.pdf 25 頁～62 頁参照

³ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf 3 頁～67 頁参照

- ・ IoT, ビッグデータ, 人工知能等の「第4次産業革命」に関する技術を活用したイノベーションの創出が期待されていることなどを踏まえ, 技術革新等の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方について検討。
- ・ 報告書では, 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限の在り方として, 明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であり, 具体的には, 権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した三つの「層」について, それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ, 平成30年に著作権法が改正され, 既存の権利制限規定を整理・統合しつつ, 3つの柔軟な権利制限規定(法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用), 法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等), 法第47条の5(新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等))が新設された。これにより, 例えば, 法第30条の4により, 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的しない場合には, 基礎研究における著作物の利用や, 人工知能(AI)開発のためのディープラーニングで採用されている代数的・幾何学的な情報解析における著作物の利用が可能となるなど, 研究目的で実施可能な行為の範囲も拡大している。

平成31年2月著作権分科会報告書⁴及び知的財産推進計画2019

- ・ 平成30年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において, ダウンロード違法化の対象範囲の見直しを検討する中で, それに関連する課題として, 研究目的に係る権利制限規定(現行法において権利制限規定の存在していない利用形態に対応したものを指す。以下同じ。)の創設について検討する必要性が指摘された。
- ・ 報告書では, 「本課題に係る検討の中では, 研究者が, 著作権侵害とされた著作物を研究目的でダウンロードすることを含め, 研究目的での利用を適法とする根拠規定が存在しないため, そういった利用に係る権利制限の在り方についても検討を行うことが必要ではないか, との意見があった。この点については, 私的使用目的に係る権利制限の対象範囲の在り方と直接関係するものではないが, 一定の社会的意義・公益性が認められる利用であると考えられるため, 今後, 法制・基本問題小委員会において, 権利者の利益保護の観点にも留意しつつ, 検討を行っていくこととする」とされた。
- ・ これを踏まえ, 知的財産推進計画2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)⁵において, 「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等, 著作物の公正な利用の促進のための措置について, 権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め, 結論を得て, 必要な措置を講ずる。(短期, 中期)」とされた。

⁴ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf 83頁参照

⁵ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20190621.pdf> 26頁参照

2. 現行法上の取扱い

研究目的での著作物の利用に関しては、現行法上、個人が職業以外の私的使用目的で行う複製（法第30条第1項）や、情報解析、技術開発その他の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30条の4）、図書館での文献複写サービス（法第31条第1項第1号）、論文等への引用⁶（法第32条）など、権利制限規定が適用される利用形態も一部あるものの、研究者等が業務として書籍や論文等を複製する行為等を一般的に許容する規定はない。

このため、実態としては、著作権者や著作権等管理事業者から許諾を得て利用したり、いわゆる黙示の許諾等の範囲を想定して利用が行われている場合が多いものと考えられる。

著作権法（昭和45年法律第48号）（抄）

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一～三 （略）

2 （略）

（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）

⁶ 実際に引用して利用する場合のみならず、その前段階における準備行為としての資料収集についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば、許容され得るものと考えられる。

においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二・三 （略）

2・3 （略）

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 （略）

（侵害とみなす行為）

第百十三条 （略）

2 （略）

3 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4～7 （略）

【第2回小委員会における意見】

研究の過程で、著作物に表現された思想・感情を享受して行われる利用に関して、そうしたニーズがあがってきたときに、既存の権利制限規定でどの範囲まで対応できて、どこから先は対応できないのかということについても、よく検討する必要がある。

【第3回小委員会における意見】

法第113条第3項に規定する技術的利用制限手段の回避は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合において適法に行うことができることが規定されているが、具体的にどのような研究が対象になるのか、「技術的利用制限手段に係る研究」以外をどのように扱うかなどの議論もあると思われるため、当該条文も現行規定で対応することができるものとして挙げたうえで、当該条文に基づくニーズがあるのかを見極めて手当てしていくべき。

3. 検討の進め方及び検討に当たっての視点

(1) 検討の進め方(案)

研究目的に係る権利制限規定の創設の検討に当たっては、権利者の利益保護の観点を十分に踏まえつつ、広範かつ多様な形で行われている「研究」のうちから権利制限規定の対象とすべきものを特定するとともに、具体的な要件等について検討を深めていく必要がある。

この点、これまでの検討の蓄積が必ずしも十分ではなく、直ちに制度設計等の議論を行うのは困難であることから、以下のような流れで検討を進めることとしてはどうか。

<今年度>

まずは、自由討議(本日及び次回の2回を想定)を通じて、本課題の検討に当たっての視点(制度設計等に当たって検討が不可欠となると考えられる事項など)について幅広く議論・確認を行う。

その視点を踏まえつつ、調査研究を実施し、()諸外国の法制度・運用の詳細、()国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ、()関係する権利者団体の意向等を調査する⁷。

【第2回小委員会における意見】

研究は公益的な要素があり奨励すべき重要性があると思われるが、研究には至らない調査や取材等についても著作権法の目的とする文化の発展に資する行為だと思われる。研究という行為がなぜ取り上げられるのか、研究にあって他にはない重要性が何なのかという点についても調査研究の過程で明らかにされるべき。

研究の過程で、著作物に表現された思想・感情を享受して行われる利用に関して、何らかのニーズがあるのであれば、それに対して何かしらの法整備を行うことは然るべきであり、調査研究においてニーズを調査する必要がある。

研究については、条文を作らなければいけないような明示的な立法事実があまりない。研究者としては、研究的コピーが安定的に可能となるという点は望ましいことではあるが、権利制限規定が新設された結果、今まで黙示の許諾等で自由にできていた

⁷ 先行研究として、平成23年度文化庁委託事業として行った「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究報告書」(平成24年3月 一般社団法人 比較法研究センター)(http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_huppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h24_gakujyutsu_hokokusho.pdf)がある。その中で、大学・企業等の研究機関における著作物の利用実態や諸外国の法制度等について一定の調査・整理がなされていることから、これをベースに、具体的な制度設計等も視野に入れつつ、更なる調査研究を行っていくことが想定される。

部分が、かえって使いにくくなるということにもなりかねない。真のニーズがどこにあるのかという点を慎重に調査・研究して丁寧に拾っていく必要がある。

ソフトロー的な方向として、図書館分野の団体と権利を集中管理している団体の間で様々な話し合いを経て運用を決めた例は過去にもあり、国際的にも様々な分野でこうしたアプローチがとられているため、こうしたことが構造上どのくらいできる可能性があるのかといった観点からも調査を行っていくのが良い。

【第3回小委員会における意見】

調査研究については、比較法的な視点から、特許法など他の知的財産法の取扱いも視野に入れる必要がある。特許法において試験・研究のための特許発明の実施が許されているが、その時に関連する資料の複製は権利制限規定がないため認められない場合があり、発明は実施できるが資料は複製できないということが無いように、齟齬が無い形で運用できるようにする必要がある。

例えば、クリエイティブ・コモンズなどのように、利用を促進する方向で自主的な取組というものが既になされており、そのような業界や学術コミュニティーなどのルールの洗い出しなども行う必要がある。

< 来年度以降 >

の調査研究の結果を受け、権利制限規定の制度設計等について検討を行う。

その際、検討対象が非常に広範となることから、例えば、ニーズが高い部分、正当化根拠が明らかな部分、権利者の利益への影響が比較的少ない部分などを切り出して先行的に措置を行い、その後、その他の部分の措置について検討を行う、といった段階的な対応を行うことも考えられる。

【第2回小委員会における意見】

研究は非常に漠然としているため、何でも対象に入る可能性もある。研究とも呼べないような活動や研究に名を借りたような活動が含まれてしまうと、本丸の研究が疎かになりかねないため、ニーズを丁寧に拾った上で、まずは本丸の研究から段階的に検討を進めていくべきと思われる。

【第3回小委員会における意見】

私的目的での使用と研究目的での使用は異なるため、そこは明確に分けたうえで、誰が見ても研究と分かる異論のない範囲から先に段階的にやらざるを得ない。

顕在化しているニーズを具体的に特定したうえで権利制限規定の対象とすると、それ以外の行為は権利制限規定の対象外となるとのメッセージを国民に与えてしまうため、十分慎重に検討する必要がある。

例えば、趣味と研究との境目というのは非常に曖昧であり、制度を設けることによって、逆に、これまで趣味で自由に行えていたことが行えなくなってしまうなど、狭める方向にならないようにしないといけない。調査研究によって、これまでの権利制限規定の範囲で自由に出来ていた部分を明確にしておく必要がある。

ベルヌ条約の交渉過程で、研究目的の権利制限はいわば当然という感じで明記されなかった。また、WIPOの著作権条約と実演・レコード条約には全文に明記されているということやローマ条約の第15条に権利制限の一例として明記されているという点は念頭に置いて検討する必要がある。

(2) 検討に当たっての視点(案)

契約等⁸による対応可能性(対応困難性が特に高い部分の把握を含む)

【第2回小委員会における意見】

現在、大学等の研究機関で何らかの権利処理がなされているのであれば、この仕組みを改善・ブラッシュアップしていくというアプローチが、既存の制度との関係では一番取り組みやすいのではないかと。

対象とする「研究」の範囲:

- () 主体: 大学(教授等)、独立行政法人、その他非営利の研究機関、企業、弁護士等の専門職種、個人、研究補助者やアドバイザーなど研究に補助的に関わる者、他人の研究のために研究素材等の提供を行う者 等

【第2回小委員会における意見】

学問研究は制度化されたアカデミズムに閉じられていないため、在野の研究者など組織に属さない形で研究する人たちを排除せず、包摂するようなルール形成をすることが望ましい。

在野研究者や様々な立場で研究されている方々というのは、これからのオープンサイエンスの文脈の中でも大変重要である。

⁸ 例えば、「学術機関リポジトリ」(大学等で生産された研究成果等を収集・保存し、広く一般に公開する電子アーカイブ)のように、研究者間での相互の自由利用を可能とするプラットフォームの構築・拡大を推進していくことなどが考えられる。

現在の自然科学・社会科学の一部では共同研究が行われているが、組織やグループで研究を行う場合、国際共同研究などの場合の取扱いも検討する必要がある。

- () 分野：人文科学，社会科学，自然科学，数学，その他（趣味等）
- () 研究段階：基礎研究，応用研究，開発研究（製品・技術開発）
- () 営利・非営利の別
- () 行政による補助・委託等による公的な位置づけ（一定の審査・チェックを経たものへの限定の可否を含む）

【第2回小委員会における意見】

客観的な規定を設けて研究か否かを認定するのではなく、ソフトロー的・手続的に一定の組織の審査プロセスを経ていれば、原則として研究として認めるという考え方も有り得るのではないかと。

（審査プロセスの活用の可否については）どのような行為を権利制限の対象として念頭に置くかで枠組みが変わってくると思われる。審査の前段階における資料収集なども大事ではないかと思う。

- () 研究成果の公表や社会への還元

【第2回小委員会における意見】

研究成果の公表や社会への還元については、研究目的で情報収集しても必ずしも成果に結びつかない場合や公表までに時間を要する必要があることにも留意する必要がある。また、公表すべき媒体を見つけにくい立場の人が研究をする場合も有り得るため、そういった点についても考慮が必要。

【第3回小委員会における意見】

裁判手続等における複製の権利制限規定（法第42条）があり、それにGIや種苗法の審査に係る手続を追加する方向で検討されているが、これを拡大して考えれば、何らかの権利取得行為に向けて、その過程で手続上著作物を使用することについて権利制限をするという発想が見受けられる。研究のアウトプットに向けてのプロセスにおいて権利制限が効くという発想も近いものがあるため、公表まで至らないことがある点にも留意する必要があるが、研究成果の公表と絡めて考えるのも有り得ると思われる。

研究と著作物利用との関連性（著作物利用の必要性の強弱）

【第2回小委員会における意見】

研究目的の著作物利用といったときに、どういう形で著作物を利用するのかについて、大きく分けて二つの利用態様があるように思われる。一つはその著作物が研究の対象になっていて、その著作物を分析する場合であり、もう一つは、その著作物を文字通り利用して研究する場合。前者の場合は柔軟な権利制限規定もそういった場合に対応するものだと思うが、今回の議論は、文字通りその著作物を読むとか享受するということ（すなわち後者の場合）を一定程度許して良いという方向の議論なのだと思う。

対象とする著作物の種類：

書籍（専門書・一般書など）、雑誌、論文、新聞、ウェブ情報、その他（音楽・映像・写真・コンピュータプログラムなど） 絶版となった著作物の取扱いを含む

【第2回小委員会における意見】

アウトオブコマース、絶版図書等については、権利者に不当な不利益を与えないことが前提となっており、権利上特別に取り扱うことを含めて検討することは重要。

【第3回小委員会における意見】

研究目的だから大勢の人が特定の漫画作品を無料で読むような行為は常識的に認められないだろうし、学術論文でも広く研究者に読まれることを期待しているものもあれば、商業出版社が投資をしているようなものは事情が異なる。こういった対象著作物の性質や利用の目的によって扱いが大きく異なる点について注意する必要がある。

情報源の適法性（違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか）

【第2回小委員会における意見】

ドイツやフランスでは私的使用に関して情報源の適法性を要求しているが、研究目的の利用について、フランスは情報源の適法性を要求しているものの、ドイツの最新の立法では要求していないようであり、立法政策も大きく変わり得る微妙なところ。一つの権利制限規定の大きなジャンルを作るという大きな話なので、しっかりとした基礎研究をした上で検討を進めるべき問題である。

著作物の利用態様：利用の形態・分量，他者への提供の有無 等

【第2回小委員会における意見】

複製権の権利制限に限定して考えると検討が行いやすい。公衆への提示・提供まで含めて検討を行うと，研究の名を借りた違法頒布や違法送信のような論点が生じる可能性があり，慎重な検討が必要となる。

文系の研究においては個人や比較的少数で著作物を利用する人が多いと思われるが，そのような場合には基本的には複製行為が中心になるとと思われる。これに対して多くの人が関わる研究においては，インターネットで関わる人に情報を送信したり共有しなければならないことから公衆送信が問題となることもある。このように研究の対象や研究分野によって著作物の利用態様に様々な違いが生じるように思われる。

権利者の利益保護への配慮：

- () 既存の著作物の流通・利用市場への影響及びそれを踏まえた制度設計
(特に専門書・論文・データベースなど)
- () 権利制限に伴う補償金の要否(補償金が必要となる利用形態等の特定) 等

【第3回小委員会における意見】

ドイツ著作権法は，補償金の運用は経済学的にうまくワンセットになっていて，無償の場合には権利制限される範囲が限定的だが，補償金を付ければ無許諾で利用できる範囲が広がる。このように，補償金を付ける代わりに幅広く利用行為を認めることが研究のためにも良いと思われる。

制度設計に当たっては，無償で権利制限するだけでなく，契約による対処や対価還流の権利制限も視野に入ってくると思う。大学の教育で使用する著作物は研究目的において対象となる著作物と重なる部分が多いため，法第35条の補償金付きの権利制限の仕組みを応用する可能性も視野に，検討する必要があるのではないかと。

補償金を取り入れるかどうかという点については，どこまで入れるか，あるいは補償金を入れない制度にするかも含めてこれから検討する部分であると思われるが，仮に補償金制度を取り入れる場合，例えば第31条に規定する図書館における複製等の既存の権利制限規定についても，補償金の要否について改めて考えていかなければならなくなるのではないかとと思われる。

規定の明確性・柔軟性のバランス⁹

その他関連する課題：

国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化（法第 31 条第 2 項・第 3 項の適用場面の拡大）¹⁰ 等

【第 2 回小委員会における意見】

新たな権利制限規定を整備するとともに、図書館やアーカイブ等を通じた著作物利用の円滑化についてもあわせて取り組まれるべきである。

図書館の権利制限規定を改善するなど、権利制限規定の新設と既存の権利制限規定の改善を組み合わせた方が効果的に対応することができるのではないかと考える。

欧州各国のなかには、図書館の資料を一定の範囲でファックスやメール等で送信できる仕組みを取り入れている国が相当程度存在するが、我が国では第 3 1 条（第 1 項第 1 号）の対象が複製のみであるため、法律上許諾を取らなければならないが、著作権管理団体の加盟率が高い分野でもないため、コレクティブライセンスの機能も弱い。ドイツ法でも補償金を前提にした運用だと認識しているが、資料へのアクセス容易化を考えた場合に、デジタルネットワーク環境に対応した形に考え直していくことが重要。

【第 3 回小委員会における意見】

補償金を取り入れるかどうかという点については、どこまで入れるか、あるいは補償金を入れない制度にするかも含めてこれから検討する部分であると思われるが、仮に補償金制度を取り入れる場合、例えば第 3 1 条に規定する図書館における複製等の既存の権利制限規定についても、補償金の要否について改めて考えていかなければならなくなるのではないかと考える。【再掲】

研究を行うときは、速やかに著作物にアクセスをして利用したいというニーズがあるため、利用促進の観点から、権利者不明の著作物の問題なども検討する必要があると思われる。

⁹ 研究目的に係る権利制限規定は、平成 29 年 4 月著作権分科会報告書における権利制限規定の類型化によると、基本的に第三層（著作物の市場と衝突する場合があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型）に分類されるものであることを踏まえて、適切な規定の在り方を検討する必要があると考えられる。

¹⁰ 国立国会図書館はデジタル化された絶版等資料を図書館等に送信し、送信先の図書館等において端末を利用しての閲覧や、一部複製を行うことができる（法第 31 条第 2 項・第 3 項）が、利用者がこれらのサービスを受けるためには各図書館等にアクセスする必要がある。

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム 審議経過報告書

令和 2 年 1 月 2 2 日
著作物等のライセンス契約に係る制度
の在り方に関するワーキングチーム

1. 経緯

平成 29 年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(以下「法制・基本問題小委員会」という。)において、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について、検討を行っていくべきとの意見が示されたことを踏まえ、同年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」¹(以下「調査研究」という。)が実施された。その調査研究の結果、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示された。

この調査研究の結果を踏まえ、法制・基本問題小委員会としても利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うことが適当であると判断し、法制・基本問題小委員会の下に著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置した上、当面の検討課題として、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について検討することとされた。

これらの検討課題に係る検討の進め方については、昨年度のワーキングチームにおいて、各検討課題は関連性を有するものの、それぞれ独立して存在し得る制度に関するものであり、専門的かつ集中的な検討を要する論点を多く含んでいることから、まず著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討を行い、その後に独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入についての検討を順次行うこととした。

昨年度のワーキングチームでは、検討課題のうち、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討を行い、平成 30 年度第 4 回法制・基本問

¹ 平成 29 年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」(一般財団法人ソフトウェア情報センター)

題小委員会(平成30年10月29日)において、ワーキングチームから、利用許諾に係る権利については、対抗要件を要することなく当然に対抗することができることとする制度(以下「当然対抗制度」という。)を導入することが適当である旨の審議経過報告を行った。他方、独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入については、独占性の対抗制度の導入と併せて、継続して検討を行う旨報告している。この内容は、平成31年2月4日に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書²として、平成31年2月13日に文化審議会著作権分科会報告書³として取りまとめられた。

以上の経緯を踏まえ、今年度は、令和元年8月9日の法制・基本問題小委員会において再度ワーキングチームを設置し、検討課題のうち検討未了となっていた独占性の対抗制度の導入及び独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入について検討することとされた。

2. 検討課題の概要

(1) 独占的ライセンスの対抗制度の導入について

独占的ライセンス契約における独占的ライセンシーは、著作権者等が他の者との間で別途、ライセンス契約を締結した場合や、著作権等が他の者に譲渡された場合、これらの者に対し、当該ライセンスの独占性を主張する手段はない。そのため、ライセンスの独占性を確保するために非独占的ライセンスよりも高い対価を支払っていることが多い独占的ライセンシーの地位が不安定な状況にある。

一般的な利用許諾に係る権利の対抗制度については、文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)において、当然対抗制度の導入が適当という内容の提言がまとめられ、次の法改正のタイミングでその当然対抗制度が導入される見込みである。同報告書では「著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度とは、…利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度をさし、自分以外の者には利用を行わせないという点(独占性)の対抗を可能とするものではないものとして検討を行うこと」とされ⁴、独占性の対抗を可能とする制度については、「利用許諾に係る権利の対抗制度とは譲受人に与える影響の程度が異なるため、その不利益の程度に応じた適切な対抗力の付与の在り方について検討を行う必要があるところ、…もう一つの検討課題である『独占的ライセンシーへの差止請求権の付与』の在

² 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書(2019年2月)101頁

³ 文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)101頁

⁴ 文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)108頁

り方を考える上で密接に関わる論点になり得ることから，当該検討課題と併せて今後検討を行うこと」とされた⁵。

そこで，今年度のワーキングチームでは，上記報告書の整理及び調査研究結果を踏まえ，民法法理との整合性，制度の導入が契約実務に与える影響，他の知的財産権法との整合性，他の著作権制度に与える影響等を考慮しつつ，著作物等に係る独占的ライセンスの対抗制度の在り方を検討することとした。

（２）独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について

現行著作権法では，特許法における専用実施権や商標法における専用使用権のような準物権的な利用権が出版権以外に存在しておらず，原則として独占的ライセンシーが差止請求権を行使することはできない。独占的ライセンシーが差止請求権を行使する方法としては，現行法の下でも債権者代位権の転用により著作権者等の有する差止請求権を代位行使するという方法が考えられるところであるが，これについては債権者代位権の行使に当たってライセンサーが侵害排除義務を負っていることを求める裁判例が存在し⁶，実態としてライセンサーが侵害排除義務を負う場合は多くないこと，そのような義務を負うことに抵抗感を有する著作権者等が存在すること，また，著作権者等が第三者との間で別途，利用許諾契約を締結した場合の当該第三者に対してはかかる方法を用いて対応することはできないことから，債権者代位権の行使による対応が十分可能な状態とは言い難い状況にある。

したがって，独占的な利用に対する期待を有する独占的ライセンシーが，他の者による当該著作物等の利用が発生している場合に，自ら当該利用行為を差し止めることが困難な状況にある。

昨今，海賊版による著作権者等への被害が拡大している中で，独占的ライセンシーが自ら差止請求を行うことができるようになれば，インターネット上の海賊版の削除請求や税関における海賊版の水際差止め等の対策が容易となり，海賊版による被害の拡大防止に資するものと考えられる。

そこで，今年度のワーキングチームでは，調査研究結果を踏まえつつ，民法法理との整合性，他の知的財産権法との整合性，著作権者の意思との関係等を考慮しつつ，権利行使の実効性を確保する観点から，独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の在り方を検討することとした。

⁵ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）109頁の注156

⁶ 東京地判平成28年9月28日裁判所ウェブサイト

3. 検討の進め方

本検討にあたっては、まず前提となる用語・概念、検討対象場面について、必ずしも認識が共有されていないとの指摘もあったため、これらを整理することとした。

また、調査研究結果では、特許法における専用実施権のように分野を限らない準物権的な独占的利用権を創設することも課題解決手段の一つとして示されていたが⁷、他方で、現行法のもとで債権的な効力しかないとされる独占的ライセンス契約について、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあることも示唆されていたところである⁸（以下、準物権的な独占的利用権を創設する形での課題解決手段を「出版権的構成」、現行法のもとで債権的な効力しかないとされる独占的ライセンス契約について、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにする制度を導入する形での課題解決手段を「独占的利用許諾構成」という。なお、ワーキングチームにおいて検討対象とする課題解決手段の詳細については下記4（4）で述べる。）

もっとも、調査研究結果において、かかるニーズが明確に示されていたわけではなく、また、独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度について関係者が実現を期待している状況をより具体的に把握することが今後の検討に資すると考えられたため、改めて、ワーキングチームにおいて、特に独占的ライセンスを活用している業界の関係者のヒアリングを実施し、関係者が実現を期待している状況や独占的利用許諾構成を検討する必要性を確認した上で、各構成における個別の検討事項についての検討を進めることとした。

以上を踏まえ、ワーキングチームにおける検討の進め方は以下のとおりとすることとした。

⁷ 調査研究報告書 131頁

⁸ 例えば、既に出版権という準物権的な独占的ライセンスの制度が存在する出版分野において、調査研究のヒアリング調査では、「出版権者であっても、出版権侵害に該当しない侵害や、出版権の改正以前の多くの電子的利用許諾契約では、ライセンシーに差止請求権はなく、出版社単独では対処できない。一方、インターネット上の膨大な侵害事例は、個別の著作権者が差止等の対策をとることは不可能な量と態様になっており、出版社が著作権者の意向を集約して対処せざるをえない。」という意見があった（調査研究報告書 99頁）。

本検討の前提となる用語・概念，検討対象場面の整理
 関係者のヒアリングを実施し，関係者が実現を期待している状況及び独占的利用許諾構成を検討する必要性を確認・整理
 独占的利用許諾構成について個別の検討事項を検討
 著作権的構成，その他の構成について個別の検討事項を検討
 まとめ

4. 審議経過

今年度のワーキングチームにおいては，上記3 .のうち 及び について審議したので，その結果を以下のとおり報告する。

(1) 暫定的な用語・概念の整理

本検討において使用する用語・概念について以下のとおり整理した。一部，審議の過程でチーム員から示された意見を付記しており，今後検討を進めるにあたっては，それらの意見にも留意しながら検討を進めることとする。

なお，以下の整理は検討の便宜のための暫定的なものに過ぎず，最終的に導入する制度や既存の制度等における用語の定義を示すものではないことに留意が必要である。

ア 独占的ライセンス

独占的ライセンス	<p>・特に断りがない限り，以下の 及び の二つのライセンスを区別せず，ライセンシーが単一に限定されているライセンスをいうものとする。なお，以下の 及び の二つのライセンスを区別する際は， については「債権的な独占的ライセンス」， については「物権的な独占的ライセンス」というものとする。</p> <p>現行法のもとでは債権的な効力のみを有するとされている独占性の合意がなされた利用許諾契約に基づくライセンシーの独占的利用権 特許法における専用実施権，著作権法における著作権のような，準物権的とされる独占的利用権</p>
----------	---

イ 独占性の合意

独占性の合意	<ul style="list-style-type: none">・債権的な独占的ライセンス契約においてなされる「<u>独占性の合意</u>」とは、<u>ライセンサーが当該ライセンス契約で付与したライセンスの範囲と重複するライセンスを他の者には付与しない</u>、という内容の合意をいうものとする。・また、 の「独占性の合意」に加え、<u>ライセンサー自身、当該ライセンスの範囲では当該著作物を利用しないこと</u>、という合意がなされている債権的な独占的ライセンスを「完全独占的ライセンス」といい、他方、 の「独占性の合意」がなされているものの、 の合意がなされていない債権的な独占的ライセンスは、「不完全独占的ライセンス」という。・なお、ここでいう「独占性の合意」には、<u>ライセンサーがライセンシー以外の者の利用を排除しなければならないという義務（侵害排除義務）</u>を含まないものとして検討する。
--------	---

ウ 独占性

独占性	<ul style="list-style-type: none">・独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を<u>独占的に行うことができるという地位</u>をいうものとする。
-----	---

【ウについてチーム員から示された意見】

独占性について「独占的に行うことができるという地位をいうものとする」と定義しているが、トートロジーになっているように見える。結局、この「独占性」というのは、これから議論して出来上がった制度における「独占性」の意味内容を入れ込むものと考えている。

今まで「独占性」と漠然と使ってきた用語を、このように独占利用性の意味だと定義することで、議論しやすくなる。この定義でいいか、悪いかは今後の議論の問題である。

ここでいう「独占的」というのが“exclusive”と同義か否か、「独占的かつ排他的」という表現をするときと、単に「独占的」と表現するときでニュアンスが異なるのか否かと、といった辺りは、いろいろな考え方があると思われ、この時点ではそれを包摂した形で検討を進めざるを得ないのではないかと。

日本語では、「排他性を有する権利」という表現を使って、差止請求することができる権利であることを示すことがあるため、「排他性」「排他的」という言葉を使うと差止請求権があるという趣旨だと受け取られるかもしれない。そういう意味では、「独占的」の方が中立的なニュアンスになるので、「独占的」という文言を使っていくことにも一定の理由があると考えられる。

エ 独占的ライセンスの対抗制度

<p>独占的ライセンスの対抗制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独占的利用許諾構成の場合は、債権的な独占的ライセンスの独占性の部分のみを対象とする対抗制度を意味するものとして検討する。 ・なお、独占的利用許諾構成における独占的ライセンスの利用権の部分は昨年度のワーキングチームで導入することが適当であると取りまとめられた利用権に係る当然対抗制度の適用対象になるという前提で検討する。 ・出版権的構成の場合は、独占性の部分のみではなく、利用権の部分を含む形で物権的な独占的ライセンスの制度を創設することになると考えられるため、当該構成の場合の「独占的ライセンスの対抗制度」とは当該ライセンスの独占性のみならず、利用権の部分をも対象とする対抗制度として検討する。
----------------------	---

オ **独占的利用許諾構成**における「独占性の対抗」

<p>独占性の対抗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対し、その独占的ライセンスに基づく独占性を積極的に主張することができることをいうものとする。
---------------	---

【オについてチーム員から示された意見】

「独占性を積極的に主張することができる」ということは直接差止請求を行うことができることと同義と考えてよいのか。独占的ライセンス契約を締結したにもかかわらず、これに反するライセンス契約が行われた場合には、独占的ライセンシーは、著作権者等に対して債務不履行責任を主張することのみができるとする場合、新しいライセンス契約の効力を否定して、妨害排除請求権等の著作権者等の有する権利を代位行使することができるとする場合、独占的ライセンス契約に基づいて直接に差止請求を行えるとする場合、といった3つくらいの場面が考えられるが、「独占性を積極的に主張することが

できる」ということは、このうちいずれかの場面のみを想定しているのか。相手方が著作権等の譲受人や他のライセンシーの場合は債権者代位の問題にはならず、当該譲受人や他のライセンシーに対し直接差止請求をすることができるかという問題になるのではないか。

不法利用者は無権利者なので、不法利用者との関係は対抗関係ではなく、誤解を避けるため、ここで「対抗」という言葉を使わない方がよいのではないか。賃借権は対抗要件を備えると、不法占有者に対して明渡請求することができるが、これについて対抗要件(対抗力)を備えた賃借権が物権化することからそのような請求をすることができるという考え方がある。そのため、本検討における不法利用者との関係でも、そのような考え方をとるか否かという形で、「独占性の対抗力」の有無が問題になることはあると思われる。

「対抗」という言葉自体にいろいろな意味があるので、用語としては独占性を「主張し」といった中立的な表現に修正すれば、無用な誤解を避けて、今後の議論に対応することができるのではないか。

特許法99条のように「対抗要件」を具備しなくとも「対抗力」を備える場合があるので、「対抗要件」、「対抗力」といった用語は細かく区別して使った方がよい。

出版権的構成における「独占性の対抗」について

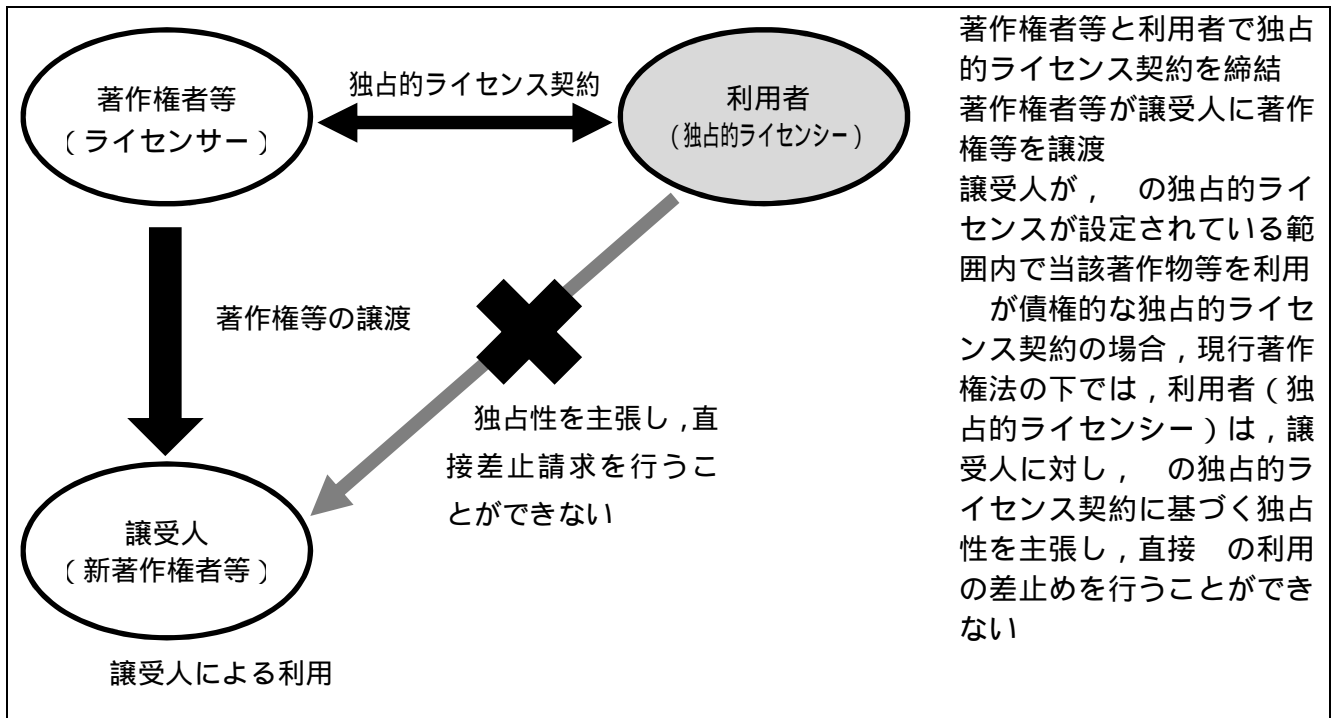
出版権的構成の場合は、上記エで整理したとおり、独占的ライセンスのうちの独占性の部分のみを取り出して対抗制度の導入するものではなく、利用権の部分も含めた物権的な独占的ライセンスの対抗制度の問題となるため、その対抗制度は、基本的には出版権の対抗制度(著作権法第88条参照)と同様のものになるものとする。

(2) 検討対象場面

ワーキングチームでは、本検討における検討対象場面を以下の図乃至のとおりに整理した。なお、以下は、検討対象となる典型的な事例における現行著作権法の下での帰結を整理したものである。

なお、検討対象場面の図や図1及び2において、独占的ライセンシーが著作権等の譲受人や他のライセンシーに対して、その独占的ライセンスに基づき当該著作物の利用継続を主張できるか否かという点については、上記(1)エで整理したとおり、昨年度のワーキングチームで導入することが適当であると取りまとめられた利用権に係る当然対抗制度の適用により解決されるべき問題であるため、以下の各検討対象場面では言及していない。

図：著作権等が譲渡された場合

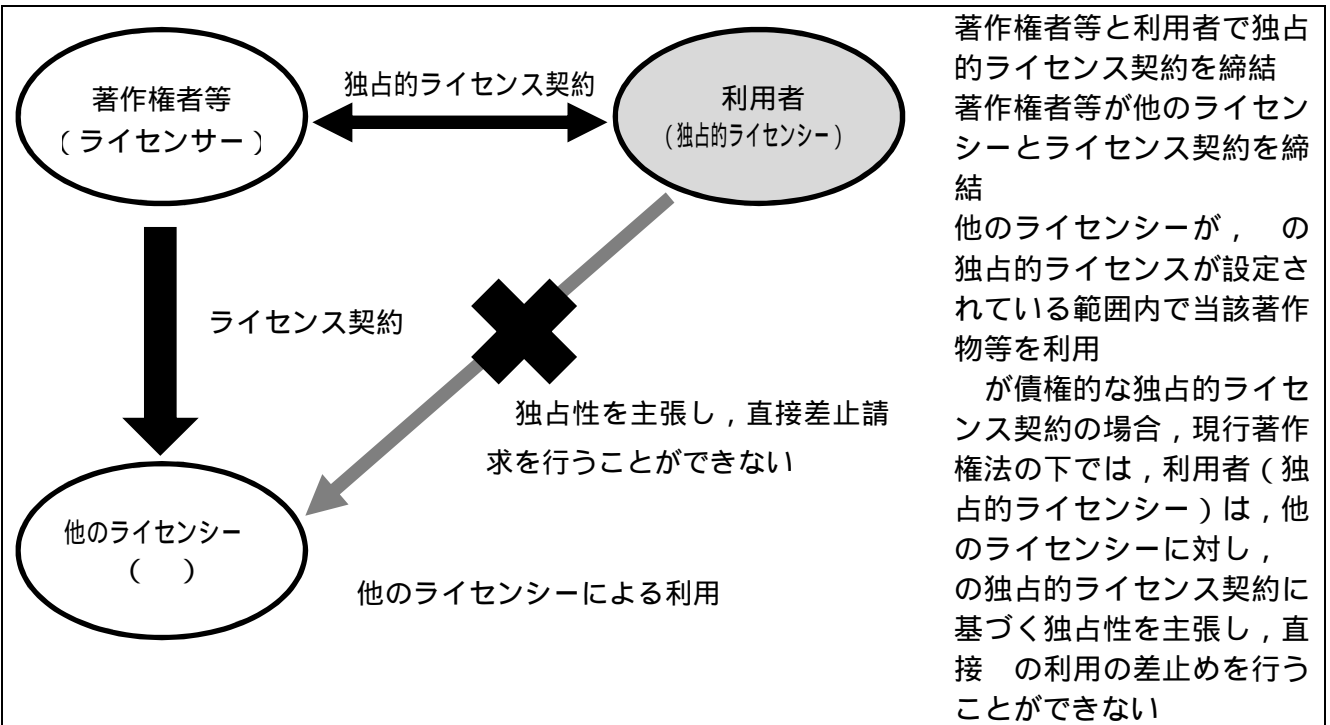


著作権者等と利用者で独占的ライセンス契約を締結
著作権者等が譲受人に著作権等を譲渡
譲受人が、の独占的ライセンスが設定されている範囲内で当該著作物等を利用
が債権的な独占的ライセンス契約の場合、現行著作権法の下では、利用者 (独占的ライセンシー) は、譲受人に対し、の独占的ライセンス契約に基づく独占性を主張し、直接の利用の差止めを行うことができない

図はによって利用者が取得する独占的ライセンスが完全独占的ライセンスであることを前提としている。

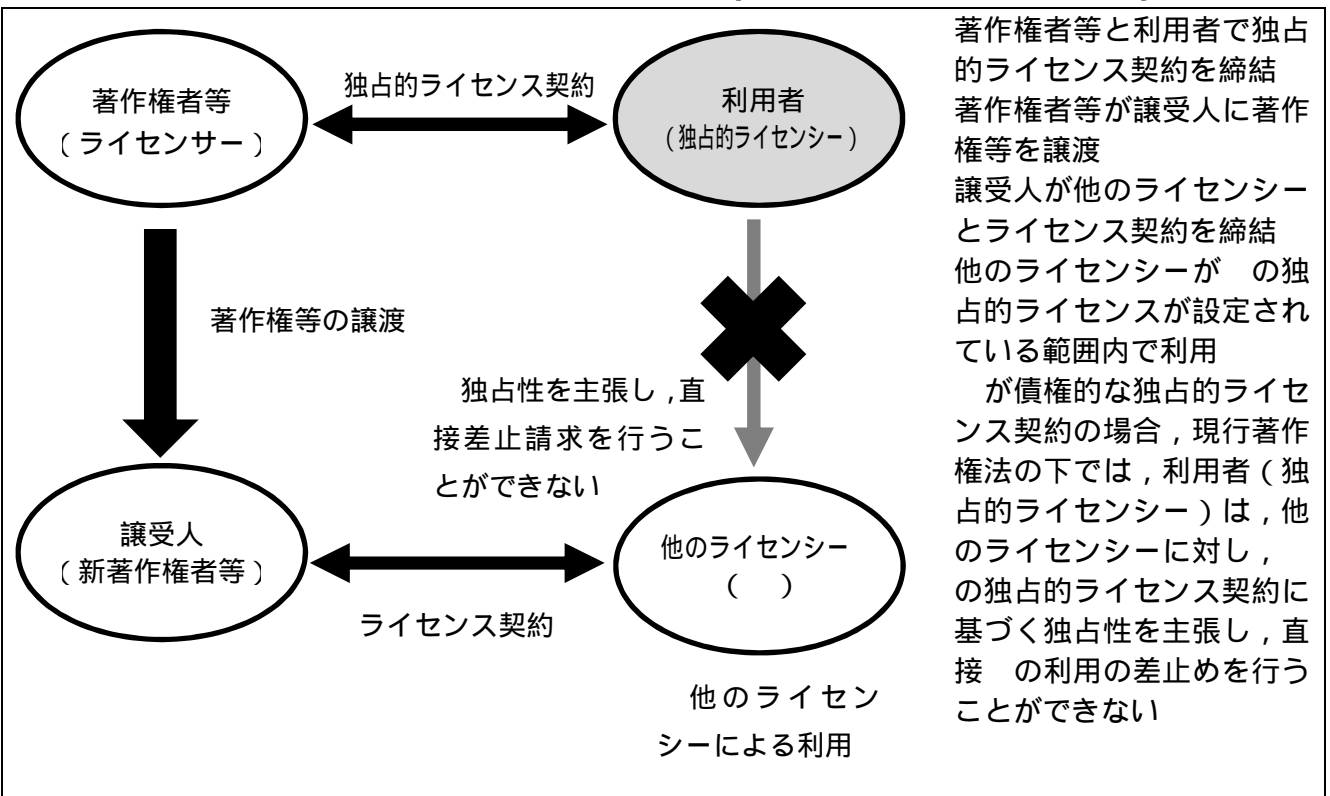
著作権に対する差押えがなされ、執行・売却されたことによって生じる著作権等の移転の場合も図と同様と考えられる。ただし、この場合の対抗関係については、独占的ライセンシーと差押債権者間について生じると考えられる。

図 1 : 二重にライセンス契約が締結された場合



著作権者等と利用者で独占的ライセンス契約を締結
著作権者等が他のライセンシーとライセンス契約を締結
他のライセンシーが、の独占的ライセンスが設定されている範囲内で当該著作物等を利用
が債権的な独占的ライセンス契約の場合、現行著作権法の下では、利用者（独占的ライセンシー）は、他のライセンシーに対し、の独占的ライセンス契約に基づく独占性を主張し、直接の利用の差止めを行うことができない

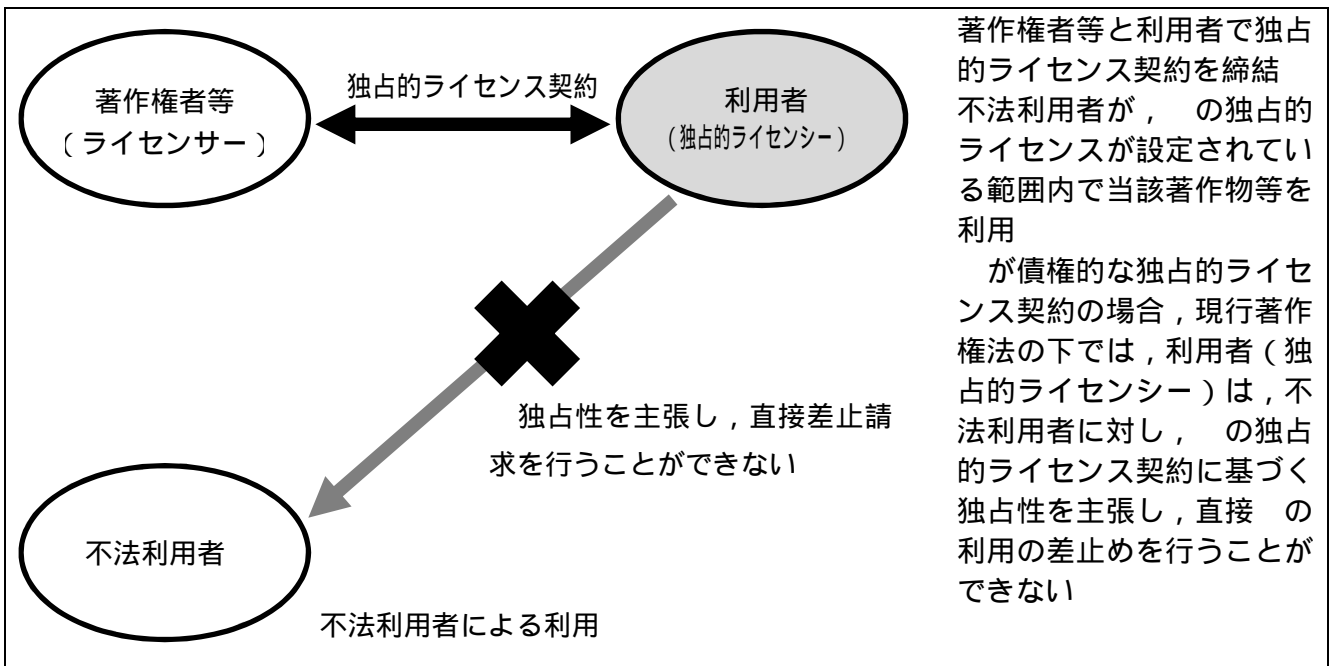
図 2 : 二重にライセンス契約が締結された場合(著作権譲渡が介在する場合)



著作権者等と利用者で独占的ライセンス契約を締結
著作権者等が譲受人に著作権等を譲渡
譲受人が他のライセンシーとライセンス契約を締結
他のライセンシーがの独占的ライセンスが設定されている範囲内で利用
が債権的な独占的ライセンス契約の場合、現行著作権法の下では、利用者（独占的ライセンシー）は、他のライセンシーに対し、の独占的ライセンス契約に基づく独占性を主張し、直接の利用の差止めを行うことができない

「他のライセンシー」については、独占的ライセンシーの場合と非独占的ライセンシーの場合の2通りがある。

図：不法利用者が現れた場合



(3) 関係者が実現を期待している状況

独占的ライセンスの対抗制度の導入及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入については、調査研究において、それらの導入を検討する必要性が示されているところであるが⁹、今回の検討の前提として、より具体的に関係者が実現を期待している状況について把握するため、改めて独占的ライセンスを広く活用しているとされる業界の関係者（一般社団法人日本書籍出版協会，一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム，一般社団法人日本映像ソフト協会）に対し、ワーキングチームにおいてヒアリングを行った。ヒアリング結果の概要は下記アのとおりであり、関係者においては、具体の制度設計については細かい要望の違いはあるものの、概ね、何らかの形で独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度の導入が期待されている状況である。

ア 関係者に対するヒアリング結果概要

(ア) 総論

独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度の導入については、以下のとおりいずれの関係者も総論としては積極的な意見であることが確認された。

⁹ 調査研究報告書 67 69頁，98 111頁

ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

独占的ライセンスの対抗制度や独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度を導入することについては、望ましいと考える。

独占的ライセンスに関わる現行制度としては、出版分野については著作権制度が存在するため、従来はこれでカバーできていた。ただ、出版社が手掛ける事業の多様化や、特に電子におけるビジネスモデルの多様化に、著作権規定では対応できていないのではないかと考えている。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

著作物を独占的に利用できる地位を得られた場合については、その独占性については基本的に保護されるべきだと考えている。

著作権の独占的ライセンス契約は、その独占性を担保できることが重要であるため、ライセンシーがそのライセンスの独占性の範囲内で権利行使が可能であることが必要である。もっとも、著作権の一次的な権利行使責任はあくまで権利者にあると考えているので、独占的ライセンシーが権利行使できるのは権利者が権利行使をしない場合など、一定条件のもとライセンシーが権利行使できる制度が望ましい。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

独占的ライセンス契約を締結し、商品化に資本を投下した後、第三者から権利主張をされる潜在的なリスクがあることは、事業を進める上で好ましいことではない。

独占的ライセンシーが、海賊版等の不法利用者に対して不法利用の停止を求めた際に、著作権者ではないだろうと要求を拒否される場合がある。不法利用者に対して迅速に不法利用を停止させることは、権利侵害の拡大を防止するうえでも重要であると考えている。

独占的ライセンシーが当該独占的ライセンスを対抗でき、固有の差止請求権を認める制度導入は、上述したようなリスクや損害の拡大を防止する上で必要であると考えている。

(イ) 著作権等が譲渡された場合について (上記(2)図)

著作権等がライセンサーから他の者に譲渡された場合の独占的ライセンスの独占性の保護の在り方については、その独占性を主張するための要件や独占的ライセンス契約を著作権等の譲受人に承継させるか否かといった点で細かい違いはあるものの、いずれの関係者からも、著作権等の譲渡があった場合でも一定

の場合には継続してその独占性を確保することができることが望ましいとの意見が示された。

ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに、相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。

著作物の点数の多さから、登録を独占性の主張や差止請求の要件とすることは当事者のコスト、社会的コストが高すぎると考える。また事業の実施を要件とすると、契約から商品を出すまでの期間が保護されず、独占性を保護することにつながらない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

安定的なビジネス継続のため独占的ライセンシーの保護が重要。著作権が第三者に譲渡されようとも独占的使用権は同条件で継続されるべき。

ライセンサーが著作権を他の者に譲渡した場合、新権利者がはっきりしているのであれば、ライセンスフィーは、新権利者に支払ってしまった方がいいと考えている。

著作権の譲受人にライセンサーの地位が全部移ってよいのかという点については、例えば、当該著作物の使い方の監修等があるので、元のライセンサーに協力を得ないといけない部分はあるが、それを含めて権利者になったからには一旦は譲受人が独占的ライセンス契約を引き継いで、具体的にどうするかというところはその後話し合うことかと考えている。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

ライセンサーから著作権等の権利を譲り受けた者に対しては、登録等の要件なしで保護される制度が望ましい。ライセンス契約の有無は、著作権譲渡やライセンス契約を締結する際に調査するのが一般的で、デューデリジェンスで対応可能である。したがって、独占的ライセンス契約の存在を立証できれば独占的ライセンシーとして事業が継続できる制度が望ましい。

ビデオソフトの場合、独占的ライセンシーは発売元又は販売元としてパッケージに記載されており、明認方法による独占的ライセンスの公示がなされている。したがって、事業化が行われ、独占的ライセンシーの権利が公示された後に現れた第三者に対しては、独占性を対抗でき、差止請求できる制度が望ましい。

(ウ) 二重にライセンス契約が締結された場合について (上記(2)図 1
及び2)

二重にライセンス契約が締結された場合の独占的ライセンスの独占性の保護の在り方については、その独占性を主張するための要件や具体的に保護を求めている場面について細かい違いはあるものの、いずれの関係者からも、独占的ライセンシーが一定の要件を満たした場合には継続してその独占性を確保することができることが望ましいとの意見が示された。

ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに、相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。

著作物の点数の多さから、登録制度は当事者のコスト、社会的コストが高すぎると考える。また事業の実施を対抗要件とすると、契約から商品を出すまでの期間が保護されず、独占性を保護することにつながらない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

ライセンサーから新たに利用許諾を受けた第三者の契約は無効とするのが妥当。その上で無許諾の第三者(不法利用者)に対するのと同様に一定条件のもと独占的ライセンシーに当該第三者への差止請求を認めるべき。

無許諾の第三者との関係では、ライセンシーが、ライセンサーへ無許諾の第三者の利用の差止めを求め、一定期間の間にライセンサーが差止めを行わない場合には、独占的ライセンシーはその独占性を守るために必要な範囲で、無許諾の第三者の著作物の利用を差し止めることができる法制度が妥当。

二重ライセンスがなされた場合に後に締結されたライセンス契約を無効にしてもよいと考えている理由については、もともとライセンサーというのは独占的ライセンス契約をしていることを認知していることがまず大前提だと考えている。そのライセンサーが第三者に対して新たにライセンスを与えたといったときに、ライセンスを受ける側もライセンサーに先行する独占的ライセンスの有無を確認する義務が発生していると考えている。そのため、その両者のお互いの落ち度があると考えて、後に締結されたライセンス契約は無効にしてもいいのではないかと考えている。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

二重に独占的ライセンス契約が締結された場合については、先に独占的ライセンス契約を締結した者が、その独占的ライセンスに基づき事業化した後に現れた他の独占的ライセンシーに対しては、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求できるという形が望ましい。他方、二重に独占的ライセンス契約が締結された場合に、後から独占的ライセンス契約を締結した者が先に独占的ライセンス契約を締結した者よりも早く事業化した場合は、後から独占的ライセンス契約を締結した者が、先に独占的ライセンス契約を締結した者に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求できるようにするのは望ましくない。そのため、誰も事業化をしていない間に二重に独占的ライセンス契約が締結された場合については、相互に独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことが出来ないものとし、両方の独占的ライセンシーが対象著作物の利用を継続できる形が望ましいと考えている。

上記を具体例で示すと、独占的ライセンシーのA、B及びCが現れた後、Bが事業化し、その後にさらに独占的ライセンシーDが現れた場合、A、B及びCは、相互に独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことはできず、それぞれ対象著作物の利用を継続できるものとする、事業化したBは、その事業化後に現れたDに対して、自己の独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求をすることができる、事業化をしていない(又はBよりも後から事業化した)A及びCは、のとおり利用は継続できるものの、Bの事業化後に現れたDに対しては、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことはできない(Bの事業化後に現れた独占的ライセンシーに対し、差止請求を行うことができるのは最初に事業化したBのみで、仮にAやCが後れて事業化したとしても、その事業化の後に現れた独占的ライセンシーに対して、AやCは差止請求をすることができず、Bのみが差止請求できる)、といった形になることが望ましいと考えている。

(エ) 不法利用者が現れた場合について(上記(2)図)

不法利用者が現れた場合については、著作権者による権利行使がなされない場合に限定するか否かという点で意見の違いはあったものの、いずれの関係者からも、独占的ライセンシーが不法利用者に対し、その独占性を主張し、直接差止請求をすることができるようにすることが望ましいとの意見が示され、当該主張や差止請求にあたって、上記の限定の他に特段の要件が必要との意見は見られなかった。

ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

独占的ライセンス契約の存在を立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

一定条件のもと、独占的ライセンシーに第三者への差止を認めるべき。具体的には、無許諾の第三者との関係では、ライセンシーが、ライセンサーへ無許諾の第三者の利用の差止めを求め、一定期間の間にライセンサーが差止めを行わない場合には、独占的ライセンシーはその独占性を守るために必要な範囲で、無許諾の第三者の著作物の利用を差し止めることができる法制度が妥当と考える。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

不法利用者に対しては、独占的ライセンシーは当然に差止請求できるとすべきだと考える。

(オ) その他

独占的ライセンシーの差止請求権の行使にあたって著作権者等の承諾を要件とすることや出版権的構成で制度設計すること等、その他制度設計に関して以下のような意見が示された。

ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

出版権に基づき権利行使をする場合は、実務上著作権者への問い合わせを行っているケースが多いが、明らかな海賊版の場合は行わないことも多い。その例にならえば、著作権者等の承諾を独占的ライセンスに基づく差止請求等の要件とすることは制度として使いにくくなるため、妥当とは思われない。

出版権的構成については、そもそも出版権規定が妥協の産物であり、使いにくいところがあるとはいえ、出版界は80年以上出版権規定とつきあってきており、その見直しにつながるのであれば、積極的に出版権的構成を推すことはできない。

また、現行出版権規定についても、出版に関する利用の全てをカバーできていないわけではない。保護が望まれる独占性については、このワーキングチームでは、独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得

する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位をいうものと、定義されているが、そこにおける「著作物の利用」は多くの場合、著作権の一部の利用であり、支分権単位ですらないことも多い。現行出版権規定が支分権単位での設定となっていることを考えると、出版権的構成だと実際の利用形態に対応が難しく、過剰または不十分なものになってしまう危険があるのではないか。

上記で「現行出版権規定が支分権単位の設定となっていることを考えると、出版権的構成だと実際の利用形態に対応が難しく」と述べたのは、出版権的構成を取るとすると、どうしても支分権単位の設定になってしまったり、あるいは権利の内容を法定する必要があると思われるがそれは実際上使いづらい可能性があって、それよりは、債権的な独占的ライセンスであれば、ライセンス対象は自由に定めることができるので、その独占的ライセンスに対抗力あるいは差止請求権を付与してもらった方が実務上使いやすいと思われるという趣旨である。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

著作権に係る権利行使の一次的責任は著作権者にあることを明確にしておきたい。

現実に存在する多数の独占的ライセンス契約は、特許法の専用実施権のような契約ではなく、独占的通常実施権に似た契約であることを考慮していただきたい。

ゲームの開発・運営に関しては、契約締結後に著作物を生み出していくことが想定されている、というビジネスの特性上、契約対象となる著作物は、契約時点に存在する著作物と、契約以降に順次発生する著作物が対象となる点は考慮していただきたい。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

差止請求権行使に著作権者等の承諾を要件とすると、外国に権利者がいる場合その他、迅速な差止請求権の行使が困難になる懸念がある。したがって、独占的ライセンシーは、不法利用者に対して著作権者の承諾なく差止請求できるとすべきであると考えます。

出版権的構成については、既存の債権的な独占的ライセンス契約について現行法における取扱いのままとなるのであれば、現に保護が必要な独占的ライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないと考える。別途物権的権利を創設することは、それが利用されるかどうか定かではないが、既存の債権的な独占的ライセンス契約を保護することが重要であると考えます。

(カ) 現行の著作権制度について支障を感じている点

出版分野については、物権的な独占的ライセンスの制度として著作権制度が既に存在するところ、著作権制度については、以下のように近年のビジネスモデルの変化に伴い、十分に対応できていない部分があるのではないかとこの意見が示された。

ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

紙媒体出版物しかない時代には、「著作権設定」と「出版に関する利用許諾」との間に違いはなく、おおむね著作権規定の範囲で出版契約の重要事項はカバーされていたと言える。それでも著作権規定がなじむのは単一著者の書籍に限られていた。現在、紙媒体も電子媒体もビジネスモデルや流通形態に変化があり、出版社の活動の幅も広がることにより、「著作権設定」だけでは出版契約が成り立たない状況が生じてきていると考えられる。著作権が、支分権に依拠した物権的構成をとっている以上、やむを得ないのであるが、「著作権規定」に頼らない契約実務が要求されてきている状況になっていると考える。

現状、著作権の内容と実際の利用行為とのずれとして認識しているものの多くは、紙媒体の出版において、書籍の版型ごとに出版の内容を限定する、ないしは、著作権者の意向として書籍はこちらA出版社、ペーパーバックはB出版社といった設定をしたいといった要望があったときに、そのときに著作権設定契約を使うのか、使わないのか、使ったときに少なくとも紙媒体出版の複製権という意味では被ってしまうので、そのときに先行する著作権設定契約を解除するのか、ないしは契約を巻き直すのかといったところになる。

著作権の内容と実際の利用行為とのずれとして認識しているもう一つの点は、電子書籍についてである。電子書籍については、ある種のいろいろな加工を施した上で、それを一体のものとして出すといった場合に、著作権の「原作のまま」という要件でいけるのかどうかというところは気になっている部分である。

イ ヒアリング結果の整理及びヒアリング結果に対するチーム員からの意見

上記アのとおり、関係者に対するヒアリングの結果、著作権等が譲渡された場合、二重にライセンス契約が締結された場合、不法利用者が現れた場合のいずれの場合も一定の場面又は一定の要件を満たした場合には独占的ライセンスの独占性を保護することができるとする制度のニーズがあることが確認されたところである。

また、独占的ライセンスの独占性が保護されるための要件については、以下の点において、概ねヒアリングを行った関係者において共通していたものと思われる。

ヒアリングにおいて関係者間で概ね共通していた点

独占的ライセンシーが著作権等の譲受人や他のライセンシー、不法利用者に対し、そのライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うための要件として登録を要件とすることは妥当ではない。

独占的ライセンシーが差止請求を行使することができるとした場合に、その差止請求にあたって著作権者等の承諾を得ることを要件とすることについては積極的に必要という意見はなかった。

さらに、ヒアリングにおいて関係者から示された意見・要望のうちいくつかのものについては、チーム員から、今後の検討にあたって以下のような点に留意が必要との意見があった。

ヒアリングを踏まえてチーム員から示された意見

独占的ライセンシーが独占性を主張し、差止請求を行うための要件として登録を要件とすることは妥当ではない、という意見については、既存の著作権の登録制度の使い勝手が悪いということであって、独占的ライセンシーが独占性を主張し、差止請求を行う際に何らかの公示制度における公示を要件とせざるを得ないとなった場合に、既存の著作権の登録制度をそのまま使うことは現実的ではないとしても、それに代わる、より使い勝手のいい登録制度を考えていく余地はあると思われる、それは今後の検討事項になると考える。

著作権者等の承諾を独占的ライセンシーによる独占性の主張や差止請求の要件とするか否かという点については、今回のヒアリング対象者には著作権者等の権利者側の関係者が含まれていなかったため、著作権者等の立場から、独占的ライセンシーに自由に差止請求権を行使されて困らないかという点については、今後の検討に際し留意する必要がある。

現在存在しない将来取得する著作権についての独占的ライセンスについても保護対象にされたいとの要望も見受けられたところ、そういう将来取得する著作権についての独占的ライセンスについても保護対象とし、その権利行使に際し何らかの公示とか対抗要件が必要ということになれば、この点も織り込んで制度設計することができるかという点を検討する必要があると思われる。

既存の債権的な独占的ライセンスについて現行法における取扱いのままとす

るのではなく、このワーキングチームで議論している独占的ライセンスの保護の制度の対象にしてほしいという要望も出ていたので、既存の債権的な独占的ライセンスの取扱いについても今後の検討事項と考える。

(4) 課題解決手段について

ア 想定される課題解決手段

ワーキングチームの検討課題について想定される課題解決手段に関しては、調査研究結果及び今年度のワーキングチームでの議論を踏まえると、以下のような課題解決手段が挙げられる。

債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにする制度を導入する（独占的利用許諾構成）

分野を限らない形で、特許法における専用実施権や著作権法における出版権のような準物権的な独占的利用権を創設する（出版権的構成）

その他の構成

- ・独占的ライセンシーが、著作権者等が有する差止請求権を代位行使する際の要件を明文化した規定を創設する。
- ・著作権法第118条のように一定の場合に独占的ライセンシーが自己の名をもって、権利保全行為を行い得る旨の規定を創設する。

イ 独占的利用許諾構成を検討する必要性

上記アで挙げた課題解決手段のうち独占的利用許諾構成については、ワーキングチームにおいて、同構成で検討することが想定される検討事項¹⁰のかなりの部分は、出版権的構成を取るのだったら検討対象ではなくなるため、先に出版権的構成を取ると決まってしまうと、それでほぼ問題解決という可能性があり、そうであれば、その可能性をまず検討してみるというのも一つの方法ではないかとの意見がチーム員から出ていたところである。

独占的利用許諾構成を検討する必要があるのかという点については、上記3.で指摘したとおり、調査研究におけるヒアリング調査結果では、債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあることも示唆されていた

¹⁰ 令和元年度ワーキングチーム（第1回）の資料4を参照。

ところである。

また、上記(3)アのとおり関係者に対するヒアリングでは、出版分野については既に独占的ライセンスに係る制度として著作権制度があるものの、近年のビジネスモデルの変化に伴い、支分権単位で権利の内容が定められている著作権と実際の利用行為との間に齟齬が生じているのではないかとの意見があった。さらに、現行の著作権制度では、著作権の設定等の対抗要件は登録とされているが(著作権法第88条)、著作権の登録制度については実際にはほとんど使われていないところ¹¹、上記の関係者に対するヒアリングでは登録を独占的ライセンスの独占性の主張や差止請求権を行使するための要件とすることは妥当ではないとの意見も示されているところである。したがって、著作権的構成を採用した場合に、これらの点において現行著作権制度と同様の制度設計とならざるを得ないとする、そのような著作権的構成を採用することには問題があることになる。

加えて、上記の関係者に対するヒアリングでは、著作権的構成を採用して、既存の債権的な独占的ライセンス契約について現行法における取扱いのままとなるのであれば、現に保護が必要な独占的ライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないとの意見も出ていたところである。

これらの関係者からの意見を踏まえると、債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあるものと考えられ、独占的利用許諾構成も検討する必要性があると考えられる。

ウ 検討の順序

課題解決手段の検討の順序については、このワーキングチームの検討課題の主眼は、独占的ライセンシーが直接著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者に対し、独占性を主張し、差止請求を行う制度を導入することができるかという点にあるため、まずは、これに対する直接的な課題解決手段となり得る独占的利用許諾構成と著作権的構成を検討することとする。

上記アで挙げた「その他の構成」については、独占的ライセンシーが著作権者等の権利者に代わってその権利を行使し、又は、権利保全行為をすることができるようにするという構成であり、このワーキングチームの検討課題を正面から解決するものではないため、独占的利用許諾構成や著作権的構成についての検討の結果、それらの構成では不十分又は不都合となった場合に検討を進めるこ

¹¹ 調査研究報告書【資料編】資料3の36頁、令和元年度ワーキングチーム(第2回)の資料3の4頁

ととする¹²。

5. 今後の検討の進め方

今年度のワーキングチームにおいては、上記3.の「検討の進め方」で定めた手順のうち、及びを完了した。

手順では上記4.(1)及び(2)のとおり、本検討で用いる用語・概念や検討対象場面について整理を行った。また、手順では上記4.(3)のとおり、具体の制度設計の要望については分野によって細かい違いがあるものの、独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度の導入について、一定のニーズが存することが確認され、また、上記4.(4)イのとおり、独占的利用許諾構成を検討する必要性についても確認されたところである。

来年度は、上記3.の以降に記載のとおり、想定される課題解決手段について、独占的利用許諾構成及び著作権的構成を中心に各構成における個別の検討事項について検討を進めていくものとする。また、今後の検討にあたっては、今年度ワーキングチームにおいて議論のあった部分や関係者からのヒアリングで確認できた事項を十分に踏まえて、引き続き、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性、著作権者の意思との関係等を考慮しつつ、権利行使の実効性を損なわないような制度の在り方について検討を行うものとする。

¹² ただし、独占的利用許諾構成や著作権的構成の検討において、適宜上記アで挙げた「その他の構成」との比較を行いながら検討を進めていく必要があることについては留意が必要である。

6．開催状況

(令和元年度)

第1回 令和元年8月27日

本ワーキングチームにおける検討の進め方について
想定しうる課題解決手段の方向性及び検討事項の整理について

第2回 令和元年11月8日

第1回本ワーキングチームでの議論を踏まえた今後の検討の進め方について

本検討の前提となる用語・概念，検討対象場面の整理について

関係者に対するヒアリング(一般社団法人日本書籍出版協会，一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)

第3回 令和元年12月20日

関係者に対するヒアリング(一般社団法人日本映像ソフト協会)

関係者に対するヒアリングを踏まえた整理

第4回 令和2年1月20日

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチームにおける審議経過のまとめ

7. チーム員名簿

は座長， は座長代理
今村チーム員及び栗田チーム員に関しては，ワーキングチーム(第2回)より
御就任

(令和元年度)

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部専任教授

上野 達弘 早稲田大学法学大学院教授

大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

栗田 昌裕 名古屋大学大学院法学研究科教授

水津 太郎 慶應義塾大学法学部教授

龍村 全 弁護士

前田 哲男 弁護士

森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上 9名)